

沖島漁業会館改修工事

一般競争入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の参加

- 1 入札の参加希望に関する事項及び参加資格の確認についての公告を十分熟読の上、参加のこと。
- 2 事前審査型の場合は、申請書及び添付書類を期日までに提出すること。
尚、添付書類については、参加資格要件の内容が確認できるものとする。
- 3 代理人が、入札する場合は、一般競争入札参加票等と合わせて委任状を提出すること。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金を求めた場合、入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印、その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 入札書以外による入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 入札の方法等については公告及び沖島漁業協同組合のホームページをよく確認すること。
- 2 公告において工事費内訳書の提出を求められる場合は、入札書に併せて工事費内訳書（数量の積算が確認できるもの）を必ず持参または提出すること。
- 3 図面及び仕様書を熟覧し、入札書等提出までに疑義等の確認をしておくこと。
- 4 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合して若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ、公正取引委員会に提出する場合がある。
- 5 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、参加すること。

- 6 入札に参加する者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、 工事費内訳書その他入札執行者に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

第4条 落札者の決定

- 1 落札決定に当たっては、原則入札書に記載された金額（税込）をもって落札価格とする。
- 2 落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 3 最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札者は失格とし、再度入札に参加することはできない。また、最低制限価格を設けない場合において、入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- 4 入札回数は原則1回限りとする。ただし、予定価格を公表していない入札の回数は2回に限り延長することがあり、1回目に引き続き同日に、2回以降の入札を執行することがある。

第5条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、または暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内（委託・物品は7日以内）に所定の契約書等を沖島漁業協同組合に提出しなければならない。また、契約締結日と履行期間の着手日は、契約書類等提出日とする。履行期間の完了日は公告に示したとおりとする。
なお、完成した契約書の受領方法について、郵送を希望する場合は返信用封筒を合わせて提出すること。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

第6条 その他

- 1 入札書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 その他この心得に記載のない内容について、ご不明な点等がある場合は沖島漁業協同組合までお問い合わせください。

※第3条第2項における工事費内訳書の様式は任意のものとするが、業者名、代表者の氏名（押印不要）を記入し、応札額に合わせた金額で作成願います。

（工事費内訳書の内容について説明を求める場合があります）公告にて工事費内訳書の提出を求めた場合において、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加できません。